

# 学校いじめ防止に関する基本方針

江陵高等学校

## いじめ防止に関する基本方針

### 1 基本理念

教職員は、如何なる時・如何なるところであっても起きうるとの認識をもち指導と防止に努める。いじめは生徒の人権にかかわる重大な問題であるとともに、生徒の心に大きな深い傷を残し、生徒の健全な成長に影響を及ぼすものであると理解する。いじめを行うことは勿論、その行為を傍観する事態も、許される行為ではないとの認識の下、本校の教育活動の全てにおいて生徒の人権や生命などを尊重する精神を貫くことを認識する。いじめの事象の発生や深刻化を未然に防ぎ、絶対にいじめを許さない意識を育成しなければならない。このことを達成するためには、教職員が、生徒個々の個性を尊重し、人格の健やかな発達・成長を支援という観点から指導をしていくことが求められていると認識する。

### 2 いじめの定義

いじめとは国の方針を踏まえて、次の内容とする。一定の人間関係のあるものから、心理的・物理的攻撃（インターネットを通じて行なわれる行為を含む。）を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものをいう。また、いじめであるかどうかは、被害生徒の申し立てが優先される。

### 3 いじめ防止のための組織

#### 1、名称

「いじめ防止対策委員会」

#### 2、構成員

校長・教頭・学年主任・分掌主任・養護教員

なお、校長が必要と認めた本校教職員・スクールカウンセラー・外部の専門家などを委員に加えることができる。

#### 3、役割

- ア、 いじめ等の未然防止と早期発見と早期解決の推進
- イ、 いじめ等の実態把握と対応
- ウ、 教職員の資質と認識の意識向上と校内研修の実施
- エ、 年間計画の策定・実施・点検の実践
- オ、 いじめ防止に関する基本方針の策定と周知および点検

#### 4、年間活動計画の策定とその実施

基本方針に沿って、いじめ防止対策委員会は、いじめ防止計画を策定して実施する。

- ア、 朝の打ち合わせなどで担任から個々の生徒の様子を把握する。
- イ、 必要に応じて、臨時会議を行い、職員に周知して対応・対策にあたる。
- ウ、 いじめ防止アンケートを定期的に実施して、早期に把握に努め早期解決と抑制をはかる。（5月・7月・9月・11月）その他必要に応じて実施する。
- エ、 必要に応じて、関係機関との連絡・連携を図る。

## 5、委員会の開催

いじめ防止対策委員会は、原則半期に1回開催とする。また、必要に応じて行なう。

## 4 いじめ防止への基本対応と指導方針

### 1、いじめ防止への基本的な考え方

いじめ防止にあたっては、教職員・生徒は、いじめは絶対に許さないという意識の涵養といじめが起こらない環境意識づくりが最も重要であると考え。これを実現するためには、学校全体に人権を尊重するという精神が求められる。このことを根底として、『いじめをしない、させない、見逃さない。』学校風土を構築する。

### 2、教職員のいじめ防止に対する指導方針

いじめ防止のために教職員は多様な教育場面（HR指導・教科指導・クラブ指導など）で以下のことを生徒に強く意識をもたせる事とともに、いじめを見逃さない感性と観察力を研鑽する。教職員はいじめを助長するような不適切な言動など指導等に際しては、十分に配慮する。

ア、いじめは絶対に許されないことである。

イ、いじまは暴力であり、時には人を殺す『道具』・『武器』となる。

ウ、いじめを傍観することは、許されない行為である。時には『同罪』に成りうる。

エ、いじめを見たり、聞いたり、感じたりした場合は自分で抱えることなく教員などに伝える。

### 3、いじめ防止のための取り組み

ア、『いじめ防止年間計画』に基づいて『いじめ防止』に関する施策を実施する。

イ、クラブなど課外活動においてもいじめ防止を最優先として指導を行なう。

ウ、いじめ防止や発生時の対応などについて教職員の資質の向上を図るために研修を定期的  
に実施する。様々な活動を通して生徒にいじめの基盤となる人権尊重の意識を啓発する。

## 【方針】

生徒一人ひとりの充実した学校生活のため、いじめの「防止」「早期発見」「早期解決」「心のケア」を組織的に連携を取りながら計画的に行なう。

## 【組織】…いじめ防止委員会

校内：

総括＝いじめ防止委員会

- ・教頭
- ・生徒指導部長
- ・学年主任
- ・養護教諭

連携

- ・生徒指導部
- ・学年団、担任

報告・相談

校外：

- ・帯広警察署生活安全課
- ・児童相談所
- ・学校医
- ・学事課
- ・十勝教育局

助言

### 生徒指導部長、学年主任、担任の役割

- ◇ 生徒指導部長：情報収集、学年主任との連絡調整による指導計画の作成
- ◇ 各学年主任：該当担任、養護教諭との連絡調整、生徒との面談
- ◇ 各担任：家庭との連携および生徒との面談

## 【業務計画】…(学校教育目標及び各分掌の重点目標から抜粋)

### 学校教育重点目標

人間性豊かな個性の伸長と創意工夫に富む教育活動の推進に努める。

- 生きた学力と実践力を身につける。
- 自己を確立し共に歩む心を育てる。
- 健全な心身を鍛える。

### 生徒指導部

1. 道徳の重要性と命の尊厳を認識させ、思いやりや奉仕の心を育成する。
2. 教師間での情報共有がなされる生徒指導体制に努め、学校・家庭・地域社会との連携を図る。
3. 基本的な生活習慣を自ら考え確立させ、社会的な資質や能力・態度を育成し、望ましい人格形成を図る。
4. 生徒会活動や行事を通して集団行動の充実を図り、生徒自らが主体となって諸活動を行う力を育てる。
5. 配慮を必要とする生徒に対し、各委員会や該当学年団・担任との連携を密に指導を図る。

### 教務部

1. 学位習得（進級・卒業）指導に全力で取り組む。  
（担任・学年団・教務・教頭との連携）
2. 学習意欲・基礎学力定着の課題に取り組み、総合的な学力向上に努める。
3. 各部と協力しながら学校生活の充実を図る。

### いじめ防止アンケート

<年4回実施、全校生徒対象>  
(5、7、9、11、月実施)

<担当：生徒指導部>

※必要に応じ、関係機関との連携を図る

### 進路指導部

生徒個々の能力や適性に応じた自主的な進路選択を促し、目標実現に向かって計画的・組織的な進路指導を行う。

校訓

師を敬し

知に悦び

友とあい和し

生命を尊ぶべし

### 予防的対策(生徒理解・早期発見)

- ◎入学時における中学校との連携(新1年生対象:部活動顧問・担任・養護教諭)  
=新入生の高校生活や集団への対応を円滑に進めるための情報を得る。
- ◎入学・進学時における状況把握(4月:全学年、学年主任・担任・養護教諭)  
=家庭状況、健康状況(障がい等を含む)、友人関係等に係る情報を得る。  
(家族調査書・健康調査書等の活用)
- ◎個人面談(随時:担任・部活動顧問・教科担任等)  
=学習、生活、進路、部活動等の課題とともに、友人関係の問題を聴き取り、  
生徒とともに解決策を考える。
- ◎三者懇談(随時:担任・部活動顧問等)  
=学習、生活、進路、部活動等に関する情報交換を行い、課題解決の支援のために  
協力・話し合いをする。
- ◎いじめ防止アンケート(年4回全学年:生徒指導部・担任)  
=学事課調査以外にも実施し、未然防止・早期発見・早期対応・早期解決を図る。  

各HR実施 ⇒ 生徒指導部が集計	⇒	生徒指導部長 ⇒ 教頭
	⇒	学年主任 ⇔ 担任
- ◎被害生徒の心のケアを中心とする面談(担任・生徒指導部・養護教諭等)  
=事態を早期終息し、深刻化を止めるよう努める。

### 早期対応・早期解決(いじめの訴えがあった場合)

- ①被害生徒、「見た(聞いた)」生徒に対する面談・・・(該当担任、養護教諭、生徒指導部)
  - ②加害生徒等への面談(事実関係の調査)・・・(該当担任、生徒指導部)
  - ③被害生徒の保護者への報告と今後の見通し等の連絡・・・(該当担任、学年主任)
  - ④加害生徒の保護者への連絡・・・(該当担任、学年主任)
  - ⑤加害生徒に対する指導・・・(生徒指導部、学年主任、該当担任)
  - ⑥被害生徒に対する心のケア・・・(該当担任、養護教諭、生徒指導部)
  - ⑦当該クラスに対する指導・・・(該当担任)
  - ⑧当該学年に対する指導・・・(学年主任)
  - ⑨全校生徒に対する指導・・・(生徒指導部)
- ※必要に応じ、校外の関係機関と連携・・・(教頭)

### 検証・評価・研修

- ◎ 事例ごとに対応プロセスを振り返り改善する。
- ◎ 年間を通して反省・評価し、方針等を改善する。
- ◎ 校内研修を開催し、対応力を向上に努める。<教務部>